

**「投資第二区内の工業団地または工業区、並びにレム
チャバン工業団地及びラヨン県内の工業団地または工
業区におけるプロジェクトに対する特典付与の期間延
長についての投資奨励委員会布告第 1/2552 号」**

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●投資第二区内の工業団地または工業区、並びにレムチャバン工業団地及びラヨン県内の工業団地または工業区におけるプロジェクトに対する特典付与の期間延長についての投資奨励委員会布告第1／2552号

連続した工業への投資があるよう奨励し、投資年において投資を刺激するために、投資奨励法令の第一六条及び第三五条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は以下の布告を制定する。

一、投資第二区内の工業団地または投資奨励を受けた工業区、並びにレムチャバン工業団地及びラヨン県内の工業団地または投資奨励を受けた工業区に立地するプロジェクトに加え、当該区域での工業団地または工業区プロジェクト及び事業地移転プロジェクトは、仏暦二五四七年七月一日付けの投資奨励委員会布告第7／2547号の第二項の原則に基づく特典を仏暦二五五七年（西暦二〇一四年）一月三十一日まで受ける。

二、レムチャバン工業団地及びラヨン県内の工業団地または投資奨励を受けた工業区は、仏暦二五五七年一月三十一日まで投資奨励区とする。

三、第一項に基づく特典を申請する者は、仏暦二五五七年一月三十一日までに奨励申請しなければならない。

四、本布告と相反、矛盾する他の布告がある場合、本布告を適用する。

ここに、仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）三月四日から

仏暦二五五二年四月二一日布告